

静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第22号

静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年静岡県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第8条、第12条及び第14条の規定に基づき、県の締結する契約のうち<u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定</u>（以下この条において「協定」という。）、<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定</u>その他の国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第8条、第12条及び第14条の規定に基づき、県の締結する契約のうち<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定</u>その他の国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。